

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会・一般社団法人日本神経精神薬理学会
精神神経薬理学専門医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は日本専門医機構認定精神科専門医を有する医師を対象に、精神科治療学の進歩に即する精神神経薬理学に関する更なる優れた学識と高度の技術および倫理観等を備えた精神神経薬理学専門医（以下、専門医）を養成し、良質な医療の提供や国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会並びに一般社団法人日本神経精神薬理学会（以下、両学会）は、前条の目的を達成するため、精神神経薬理学専門医制度を設ける。

第2章 専門医制度委員会

第3条 両学会は本制度の運用のため専門医制度委員会を設置する。

第4条 専門医制度委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門医の認定に関すること。
- (2) 研修施設の認定に関すること。
- (3) 指導医の認定に関すること。

第5条 専門医制度委員会は、両学会理事会から推薦された委員（内1名は日本臨床精神神経薬理学会理事）、および専門医制度委員会が必要と認めた委員をもって構成する。委員の人数については別に定める。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 委員に欠員が生じたときは、両学会理事会の推薦により補充する。ただし補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 専門医制度委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

第6条 専門医制度委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第3章 精神神経薬理学専門医

第7条 専門医認定の審査を希望するものは、次の各号の条件をすべて満たし、かつ専門医制度委員会の実施する専門医認定試験（以下、認定試験）に合格しなければならない。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 日本精神神経学会の専門医の資格を有すること。
- (3) 申請年の8月末までに、継続して3年以上日本臨床精神神経薬理学会又は日本神経精神薬理学会の会員であること。
- (4) 専門医制度委員会が認定した研修施設において、精神神経薬理学の研修を3年以上（申請年8月末までの修了見込を含む）行い、研修施設に所属する指導医の指導を概ね週1日以上の頻度で定期的に受けながら、医療を実践したもの。研修施設に所属する指導医の指導を定期的に受けることができない医師の研修については別に定める。
- (5) 精神神経薬理学に関係した学術活動（論文発表、学会発表等）を行っているもの。詳細については別に定める。

第8条 認定試験を受けようとするものは、次の各号に定める書類に所定の受験料および認定審査料を添えて、所定の期日までに、専門医制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 医師免許証（写し）
- (4) 日本精神神経学会の専門医証（写し）
- (5) 研修記録（様式3）
- (6) 臨床精神神経薬理学セミナー受講証（写し）
- (7) 日本臨床精神神経薬理学会学術集会又は日本神経精神薬理学会学術集会の参加証（写し）
- (8) 学術活動の評価のための書類

第9条 認定試験は、毎年1回実施する。

2. 認定試験の期日、その他の認定試験の実施について必要な事項は、毎年度当初に公示する。

第10条 専門医制度委員会は認定試験に合格したものを両学会に推薦し、両学会理事長が専門医に認定する。

第11条 専門医認定の審査結果は、両学会学術集会および学会ホームページなどにおいて公示する。

第12条 両学会理事長は、専門医と認定されたものに対して専門医認定証を交付する。

第13条 専門医の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。更新の条件および手続きは別に定める。

第14条 専門医制度委員会は、専門医として認定されたものが次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 日本臨床精神神経薬理学会会員又は日本神経精神薬理学会会員でなくなったとき。
- (2) 第8条各号における文書の記載事項に事実と重大な相違があるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 専門医として極めて不適切な行為のあったとき。
- (5) 精神保健福祉法の定める精神保健指定医および日本精神神経学会の専門医のいずれの資格も有しなくなった場合。

第4章 精神神経薬理学研修施設

第15条 専門医制度委員会は、施設の長からの申請（様式4）により、次の各号に掲げる条件を審査し、合格した施設を両学会に推薦し、両学会理事長が精神神経薬理学研修施設（以下、研修施設）に認定する。

- (1) 精神神経薬理学指導医が常勤する施設であること。
- (2) 精神神経薬理学に関する臨床研修が可能な病院であること。
- (3) 精神神経薬理学に関する教育的行事を定期的に開催していること。

第16条 研修施設の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。更新の条件および手続きは別に定める。

第17条 専門医制度委員会は認定された研修施設を公示する。

第18条 専門医制度委員会は、研修施設が次の各号の一に該当するときは、研修施設の認定を取り消すことができる。

- (1) 指導医が引き続き6ヶ月以上不在のとき。
- (2) 研修施設として不相当と認められたとき。

第5章 精神神経薬理学指導医

第19条 精神神経薬理学指導医（以下、指導医）として認定を受けようとするものは、次の各号に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

- (1) 医籍登録後10年以上のもの。
- (2) 認定申請時に3年以上専門医として精神神経薬理学に携わっているもの。
- (3) 精神神経薬理学に関する学術活動を行っているもの。詳細については別に定める。

第20条 指導医認定の審査を希望するものは、次の各号に定める書類に所定の認定審査料を添えて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書（様式5）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 専門医認定証（写し）
- (4) 細則に定める学術活動を行っていることを証明するもの
- (5) 日本臨床精神神経薬理学会主催の臨床試験-倫理教育セミナー（旧臨床試験教育セミナー、旧治験教育セミナー）の受講証（写し）

第21条 専門医制度委員会は指導医認定審査に合格したものを両学会に推薦し、両学会理事長が指導医に認定する。

第22条 指導医認定の審査結果は、両学会総会および学会ホームページなどにおいて公示する。

第23条 両学会理事長は、指導医認定審査の合格者に対して指導医認定証を交付する。

第24条 指導医の認定期間は次回専門医更新までの最長5年とし、5年毎に認定を更新する。

2. 指導医認定更新の条件および手続きは、別に定める。

第25条 専門医制度委員会は、指導医として認定されたものが次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 日本臨床精神神経薬理学会又は日本神経精神薬理学会の会員でなくなったとき。
- (2) 第20条各号における文書の記載事項に事実と重大な相違があるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 専門医でなくなったとき。
- (5) 指導医として極めて不適切な行為のあったとき。

第6章 規則の改正

第26条 この規則は、両学会評議員総会の議決を経て、改正することができる。

第7章 その他

第27条 過渡的措置その他必要なことについては、両学会理事会の了承を得て、専門医制度委員会が定める。

付則

1. この規則は、2010年10月1日から施行する。
2. この規則は、2012年10月18日から一部改正する。
3. この規則は、2016年1月1日から一部改正する。
4. この規則は、2017年1月1日から一部改正する。
5. この規則は、2018年1月1日から一部改正する。
6. この細則は、2023年1月1日から一部改正する。

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会・日本神経精神薬理学会
精神神経薬理学専門医制度規則施行細則

第1条 この細則は、一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会並びに一般社団法人日本神経精神薬理学会（以下、規則）の施行について必要な事項を定める。

第2条 規則第5条に定めた専門医制度委員会（以下、委員会）の委員は、一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会理事会から推薦された委員6名（うち1名は日本臨床精神神経薬理学会理事）および委員会が必要と認めた委員若干名、並びに一般社団法人日本神経精神薬理学会理事会から推薦された委員5名以下とする。

第3条 委員会の事務は、日本臨床精神神経薬理学会の委員会事務局において行う。

第4条 委員会は、すべて非公開とする。

第5条 認定等に要する諸費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 臨床精神神経薬理学セミナー受講料

専門医以外 10,000円

専門医 5,000円

(2) 専門医認定試験受験料 20,000円

(3) 専門医認定審査料 10,000円

(4) 専門医更新審査料 12,000円

(5) 指導医認定審査料 10,000円

2. 受理した諸費用は返還しない。

第6条 規則第8条第8号により必要とする学術活動の評価のための書類は、精神神経薬理学に関連した筆頭者としての論文1編、または日本臨床精神神経薬理学会又は日本神経精神薬理学会での発表2回（共同演者を除く）もしくは共著者としての論文は2編。論文とは原著、著書、総説（ミニレビューは除く）および症例報告である。

第7条 規則第7条第4号に定める研修を受けるものは、研修期間中に次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

(1) 研修期間での3年間の研修に加えて、申請までに少なくとも1回は日本臨床精神神経薬理学会学術集会又は日本神経精神薬理学会学術集会に参加する。

(2) 研修期間での3年間の研修に加えて、申請までに少なくとも1回は本委員会主催臨床精神神経薬理学セミナーを受講する（eラーニングでも可）。

2. 研修施設に所属する指導医の指導を定期的に行うことができない医師の研修は、次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

(1) 申請までに少なくとも2回は日本臨床精神神経薬理学会学術集会又は日本神経精神薬理学会学術集会に参加する。

(2) 申請までに少なくとも2回は本委員会主催臨床精神神経薬理学セミナーを受講する（eラーニングでも可）。

第8条 規則第13条に定める専門医の認定更新は、次の各号により5年毎に行う。

(1) 5年間に取得すべき単位数は60単位以上とする。ただし、これには臨床精神神経薬理学セミナー、あるいは臨床精神薬理教育セミナー受講による単位が含まれていなければな

らない。eラーニングでセミナーを受講した場合は臨床精神神経薬理学セミナーと臨床精神神経薬理教育セミナー両eラーニング受講を必須とする。

- (2) 学術活動などに関する単位については、次の規定に従う。論文とは原著、著書、総説（ミニレビューは除く）および症例報告である。また、同一セミナーの集合研修とeラーニングの受講による重複した単位取得は認められない。

日本臨床精神神経薬理学会学術集会又は日本神経精神薬理学会学術集会参加：

10単位（各学術集会）

日本臨床精神神経薬理学会学術集会又は日本神経精神薬理学会学術集会での演題発表

（筆頭者に限る）：

5単位（各学術集会）

臨床精神神経薬理学セミナー受講：

10単位（各セミナー）

臨床精神薬理教育セミナー受講：

10単位（各セミナー）

臨床試験-倫理教育セミナー（旧臨床試験教育セミナー、旧治験教育セミナー）受講：

8単位（各セミナー）

臨床精神神経薬理学セミナーeラーニング受講：

8単位（各セミナー）

臨床精神薬理教育セミナーeラーニング受講：

8単位（各セミナー）

臨床試験-倫理教育セミナーeラーニング受講：

6単位（各セミナー）

上記3種類のセミナーでの講師：

12単位（各セミナー）

精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載筆頭者：

10単位（各論文）

Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT)又は

Neuropsychopharmacology Reports (NPPR) への論文掲載筆頭者：

12単位（各論文）

精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載共著者：

3単位（各論文）

Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT)又は

Neuropsychopharmacology Reports (NPPR) への論文掲載共著者：

5単位（各論文）

治験の実施：

2単位（各症例）

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会並びに一般社団法人日本神経精神薬理学会（以下、両学会）が後援もしくは共催し、両学会理事からの申請により委員会にて承認された精神神経薬理学に関する国際学会参加：

6単位（各学術集会）

両学会が後援もしくは共催し、両学会理事からの申請により委員会にて承認された精神神経薬理学に関する国際学会での演題発表（筆頭者に限る）：

3単位（各学術集会）

- (3) 専門医の認定更新をしようとするものは、申請時に精神保健福祉法の定める精神保健指定医または日本精神神経学会の専門医の資格を有することを条件とする。

- (4) 専門医の認定更新をしようとするものは、更新年度の12月15日までに認定更新申請書（様式6）に取得した単位を証する書類および精神保健指定医証（写し）または日本精神神経学会の専門医証（写し）および更新審査料12,000円を添えて委員会に提出する。

- (5) 専門医の認定を更新しようとするもので、海外留学、病気療養、あるいは出産等やむをえない理由があると専門医制度委員会が認めた場合に限り、更新の申請を延期することが出

来る。対象者は更新の締切日までに「更新申請延期理由書」を委員会へ提出すること。

第9条 規則第16条に定める研修施設の認定更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（様式8）を、更新年度の12月15日までに委員会へ提出することにより5年毎に行う。

- (1) 研修施設において研修したまたは研修中の医師の名簿
- (2) 勤務する指導医および専門医の名簿
- (3) 実施した研修プログラムや教育的行事の詳細。これには精神神経薬理学に関する症例検討会、抄読会、セミナー、研究会、講演会、地方会を含む。

第10条 規則第19条第3号に定める学術活動の評価のために必要とする書類は次の別刷りもしくは写しとする。精神神経薬理学に関連した筆頭者としての論文2編以上。ただし、このうち1編は日本臨床精神神経薬理学会学術集会又は日本神経精神薬理学会学術集会発表2回（共同演者を除く）もしくは共著者としての論文2編で代用できる。

第11条 規則24条に定める指導医の認定更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（様式9）を、更新年度の12月15日までに提出することにより専門医更新時にあわせて行う。

- (1) 指導医認定期間中に指導したまたは指導中の研修者の名簿
- (2) 研修指導内容
- (3) 精神神経薬理学に関係した学術活動

第12条 臨床精神神経薬理学セミナーは1年に1回以上実施する。

第13条 この細則は、委員会の議を経て、改正することができる。

付則

1. この細則は、2010年10月1日から施行する。
2. この細則は、2012年10月18日から一部改正する。
3. この細則は、2016年1月1日から一部改正する。
4. この細則は、2017年1月1日から一部改正する。
5. この細則は、2018年1月1日から一部改正する。
6. この細則は、2020年1月1日から一部改正する。
7. この細則は、2023年1月1日から一部改正する。
8. この細則は、2023年9月28日から一部改正する。